

平成 27 年 5 月 22 日

各 位

上場会社名 和 弘 食 品 株 式 会 社 代表者名 代 表 取 締 役 社 長 和 山 明 弘 (コード番号 2813) 問合せ先 常務取締役管理本部長 市 川 敏 裕 (TEL 0134-62-0505)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月22日開催の取締役会において、平成27年6月24日開催予定の第52期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 社外取締役及び社外監査役に適した人材を確保し、期待される役割が十分に発揮できるようにするため、会社法第427条の規定に基づき、定款第31条(社外取締役との責任限定契約)及び第40条(社外監査役との責任限定契約)を新設するものであります。なお、第31条(社外取締役との責任限定契約)の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(新設)	(社外取締役との責任限定契約)
	【第31条】当会社は、会社法第427条第1項の規定
	により、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1
	項の損害賠償責任につき、法令の定める最低責任
	限度額を限度とする契約を締結することができ
	<u>る。</u>
【第 <u>31 条】~【第 38 条】 (条文省略)</u>	【第 <u>32 条】~【第 39 条】 (</u> 現行どおり)

現行定款	変更案
(新設)	(社外監査役との責任限定契約)
	【第40条】当会社は、会社法第427条第1項の規定
	により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1
	項の損害賠償責任につき、法令の定める最低責任
	<u>限度額を限度とする契約を締結することができ</u>
	<u> </u>
【第 <u>39 条】~【第 45 条</u> 】 (条文省略)	【第 <u>41 </u> 条】~【第 <u>47</u> 条】 (現行どおり)

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 24 日 平成 27 年 6 月 24 日

以 上